

平成 22 年 9 月 16 日

預金保険機構

日本振興銀行の債権者説明会の開催について

日本振興銀行は、9 月 10 日、金融庁長官より、預金保険法第 74 条に基づき、「金融整理管財人による管理を命ずる処分」を受け、預金保険機構が当行の金融整理管財人に就任しました。

当行は、9 月 10 日（金）東京地方裁判所に対して民事再生手続開始の申立を行い、13 日（月）民事再生手続開始の決定を受けました。

当行はこうした手続きを経て、本日、債権者説明会を開催いたしました。明日（17 日〈金〉）も、同一の内容の説明会を開催する予定です。

債権者説明会では、金融整理管財人である預金保険機構より、当行の現状と今後、再生手続の適用と主なスケジュール、預金者・債権者へのお知らせ等につきご説明を行い、質疑応答を実施しました。詳細は、「日本振興銀行 債権者説明会 - 式次第 - 」をご覧ください。

平成 22 年 9 月 16 日及び 17 日

日本振興銀行 債権者説明会

- 式 次 第 -

- | | 司会 | 申立代理人弁護士
金融整理管財人団 |
|--------------------------|----|----------------------|
| 1 . あいさつ | | 金融整理管財人団 |
| 2 . 日本振興銀行の現状と今後について | | 金融整理管財人団 |
| 3 . 再生手続の適用と主なスケジュールについて | | 申立代理人弁護士 |
| 4 . 預金者ならびに債権者の皆様へ | | 金融整理管財人団 |
| 5 . 質疑応答 | | |

[添付資料]

日本振興銀行の現状と今後について

22 年 9 月 13 日 東京地方裁判所 再生手続開始の決定（写し）

再生手続の適用と主なスケジュールについて

預金以外の債権（売掛金等）をお持ちの皆様へ

預金保険で保護される範囲を超える預金をお持ちの方へ

株主の皆様へ

（参考資料）

参考 1 今後の預金の取扱いについて

参考 2 今後の預金の取扱い（フロー図）

参考 3 1 千万円以内の定期預金の今後の取扱い

日本振興銀行の現状と今後について

1．金融整理管財人による管理を命ずる処分について

当行は、9月10日、金融庁に対し、預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。

これを受けて、同日、金融庁は当行に対し、同法第74条第1項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を行うとともに、同法第77条に基づき預金保険機構を金融整理管財人に選任しました。

これに伴い、預金保険機構が当行の代表者として業務の執行並びに財産の管理・処分を行っていくこととなります。

2．民事再生手続について

当行は、9月10日（金）、東京地方裁判所に対して民事再生手続開始申立てを行い、13日（月）、民事再生手続開始決定を受けました。

民事再生は、事業を再建するための手続であり、当行は、裁判所及び監督委員の監督下で、営業を継続しながら事業譲渡の準備を進め、約8か月後を目途に当行の事業の一部を株式会社第二日本承継銀行に譲渡することを予定しています。

預金保険で保護される範囲を超える部分の預金や一般の債権等は、第二日本承継銀行に承継されることなく当行に残され、裁判所及び監督委員の監督下で当行の財産の状況に応じて公平、公正に弁済されることとなります。

3．債権者の皆様へのお願い

当行は、一部の店舗を休止中ですが、引き続き、営業しています。（本店及び15店舗については、今週月曜日から営業を再開しました。）

一般の債権等をお持ちの方は 預金以外の債権（売掛金等）をお持ちの皆様へを、預金保険で保護される範囲を超える部分の預金をお持ちの方は 預金保険で保護される範囲を超える預金をお持ちの方へを、ご覧ください。

何とぞ、事情をご了解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

②22年9月13日 東京地方裁判所 再生手続開始の決定（写し）

平成22年（再）第91号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都千代田区神田司町2丁目7番地

再生債務者 日本振興銀行株式会社

代表者金融整理管財人 預金保険機構

主 文

- 1 日本振興銀行株式会社について再生手続を開始する。
- 2(1) 再生債権の届出期間 平成23年5月27日まで
- (2) 認否書の提出期限 平成23年6月8日
- (3) 再生債権の一般調査期間
平成23年6月17日から平成23年7月1日まで
- (4) 報告書等（民事再生法124条、125条）の提出期限
平成22年11月12日
- (5) 再生計画案の提出期限 平成23年7月27日
- 3 再生債務者が会社分割（再生計画による場合を除く。）をするには、当裁判所の許可を得なければならない。

理 由

証拠によれば、再生債務者は、民事再生法21条1項に該当する事実が認められ、同法25条各号に該当する事実は認められない。

平成22年9月13日午後7時

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 鹿 子 木 康

裁判官 島 岡 大 雄

裁判官 古 谷 慎 吾

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 乾 俊



再生手続の適用と主なスケジュールについて

1 民事再生法の適用

- (1) 問題のない資産や預金保険で保護される預金は、株式会社第二日本承継銀行に事業譲渡する予定です。
- (2) (1)の事業譲渡の対象外の資産は、入札になじむものは入札により、入札になじまないものは預金保険機構の子会社である株式会社整理回収機構へ適切な価格により、売却する予定です。
- (3) 上記(1)および(2)の売却代金を原資に再生債権者に対する弁済を行うとともに、当行は解散して清算する予定です。

2 主なスケジュール

金融整理管財人による管理 [9月10日(金)]

金融庁より金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けるとともに、預金保険機構が金融整理管財人に選任されました。

第二日本承継銀行との基本合意締結 [9月10日(金)]

預金保険法に基づいて預金保険機構の全額出資によって設立された第二日本承継銀行と事業譲渡に関する基本合意を締結しました。

第二日本承継銀行は、金融機関の破綻に際して、その受皿となる救済金融機関が直ちに現れない場合に、金融整理管財人の管理下におかれた破綻金融機関の預金等(預金保険で保護される預金等)や貸出資産等を引継ぎ、その業務の暫定的な維持・継続を図るとともに、再承継先を探し、事業譲渡等を行うことを主な目的としています。

再生手続開始の申立 [9月10日(金)]

当行は東京地方裁判所に対して再生手続開始の申立てをしました。

監督委員の選任 [9月10日(金)]

裁判所より監督委員が選任されました。

監督委員は、金融整理管財人の業務執行・財産管理処分状況を監督します。

再生手続開始の決定 [9月13日(月)]

裁判所が、再生手続を開始する旨を決定しました。裁判所から預金者を除く債権者に対して、開始決定通知と債権届出用紙等が送付されます。

第二日本承継銀行への事業譲渡(約8ヶ月後(予定))

預金保険法に基づき、金融整理管財人が問題のない資産(以下「適資産」といいます)とそうでない資産に切り分け、適資産と預金保険で保護される預金を

第二日本承継銀行に事業譲渡します。

適資産ではない資産は、入札になじむものは入札により、入札になじまないものは預金保険機構の子会社である整理回収機構へ適切な価格により、売却します。

これらの手続きにより得られた売却代金は、後日、預金保険で保護される範囲を超える部分の預金や一般の債権等に対して、裁判所の監督下で、公平、公正に弁済されます。

再生債権の届出をすべき期間（預金者表の作成・提出）

[平成23年5月27日まで]

一般の債権者の皆様は、債権届出期限までに当行に対して上記の債権届出書の提出が必要となります。

預金者の皆様は、預金保険機構が預金者表を作成し、縦覧後、裁判所に届け出ますので、**預金保険で保護される範囲を超える預金をお持ちの預金者も、債権届出書の提出は必要ありません。**

再生債権の一般調査期間

[平成23年6月17日から平成23年7月1日まで]

債権者の皆様は、再生債務者である当行が作成した認否書を閲覧して、上記期間中に書面で異議を述べることができます。

再生計画案の提出期限 [平成23年7月27日まで]

再生債務者である当行は、再生計画案(預金保険で保護される範囲を超える部分の預金や一般の債権等に対する弁済率、支払時期等を定めたもの)を作成し、裁判所に提出します。

一般の債権者の皆様には裁判所から、預金保険で保護される範囲を超える預金をお持ちの預金者には預金保険機構から、再生計画案の内容等を通知いたします。

再生計画案の決議（約11ヶ月後）

再生計画案について、債権者集会を開催して決議します。

可決には、債権者の頭数の過半数と債権額の2分の1以上の賛成が必要になります。

再生計画の認可決定（再生計画案決議の直後の予定）

裁判所が可決された再生計画の内容が適法であるか否かをチェックし、認可決定を行います。

再生計画に基づく再生債権の支払開始（1年以上先）

上記スケジュールは現時点での予定であり、今後変動することもありますのでご注意ください。

預金以外の債権（売掛金等）をお持ちの皆様へ

当行は、9月10日（金）に東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、債権者の皆様にご迷惑をおかけしますが、今後、当行とのお取引につきましては、以下のとおりとさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

1. 民事再生手続開始前のお取引によって発生した債権

これらの債権は再生債権となり、原則として、民事再生手続の中で、債権者の皆様のご了解を得た後、再生計画に従って（弁済率は当行の財産の状況に応じて、一部カットされます。）弁済させていただく予定です。

手続には債権の届出等が必要になります。

届出の用紙・手続の詳細は、裁判所から郵送されます。債権届出について期限までの提出をお忘れになりますと、支払を受けられなくなる可能性もありますのでご注意願います。

再生計画に基づく弁済は1年以上先になる見通しです。

個別のお取引にかかわる詳細につきましては、本日以降、当行担当者にご照会ください（注）。

2. 民事再生手続開始後のお取引によって発生した債権

平成22年9月10日以降のお取引によって発生した債権につきましては、民事再生法上、約定どおり定められた日にお支払いします。

（注）フリーダイヤルは終了しておりますので、令和元年8月19日付けで削除しました。

本件に関するご相談等は、03-3212-6029（預金保険機構）までお問い合わせください。

預金保険で保護される範囲を超える預金をお持ちの方へ

預金保険機構は、預金者からの請求に基づいて、破産配当見込額等を考慮して決定する一定の比率（概算払率）を乗じた金額（概算払額）で、預金保険で保護される範囲を超える部分の預金を買い取ることができます。

この制度を利用すると、預金者は、預金保険で保護される範囲を超える部分の預金について、1年以上先と見込まれる弁済より前の早い時期に概算額を受け取ることが可能となります。

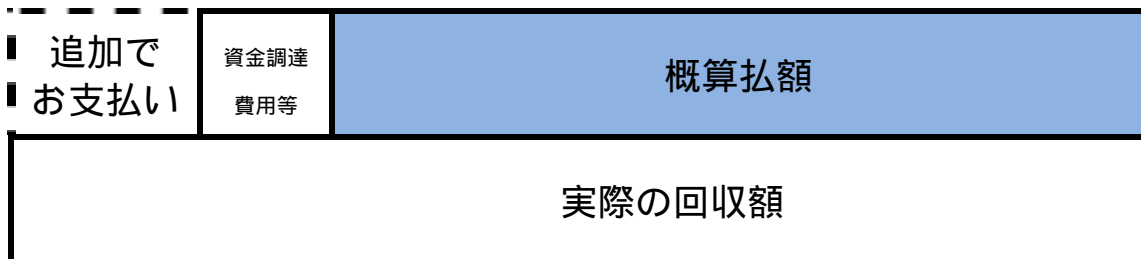
預金保険機構が買い取った預金に係る最終的な回収額が概算払額と預金等債権の買取りに要した費用の合計額を上回った場合には、その差額が預金者に追加的に支払われます（下図参照）。

概算払率や買取りの時期が決まり次第、当行のホームページや店頭に提示するポスター等でお知らせします。

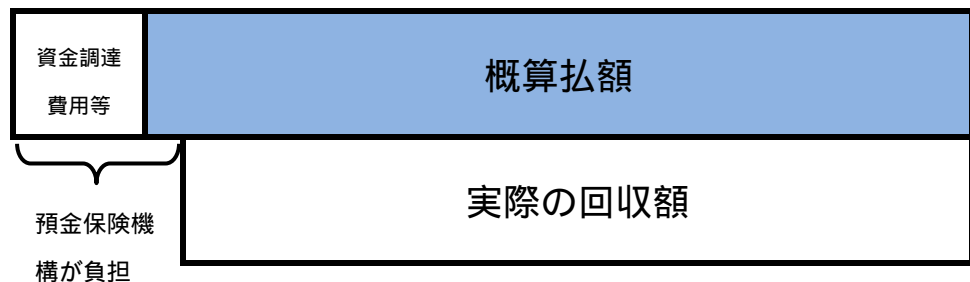
なお、当行からの借入（または借入に対する保証）がある場合には、預金と借入（または保証債務）を相殺することができますが、概算払の対象とした預金は相殺に用いることができなくなりますので、当行からの借入がある方は、概算払を請求される前に、お取引のある店舗にお問い合わせください。

《イメージ図》

「実際の回収額」 > 「概算払額 + 費用」の場合



「実際の回収額」 < 「概算払額 + 費用」の場合



株 主 の 皆 様 へ

当行の株式は、当行が預金保険法74条第5項の「その財産をもって債務を完済することができない」旨を金融庁に申出ましたので、無価値となる見込みです。

株式は預金ではありませんので、金額の多寡にかかわらず預金保険制度による保護の対象とはなりません。

また 概算払や相殺の制度はありません。

なお、株式は再生債権とはなりませんので、債権届出の必要はありません。

今後の預金の取扱い

預金保険で保護される預金は、従来と同様のお取扱いとなりますのでご安心ください。

		預金保険で保護される範囲		
預金の種類	保護される金額	払戻しの扱い	手続場所等	
預金保険の対象となる預金 (注1) ・定期預金 (つみたて定期預金を含みます)	元本 1,000万円 までと その利息	保護 されます	従来と同様の取扱いとなります。 (注2) ただし、事業譲渡日以降に満期が到来する預金をお持ちの方はお受取になる利息に変更が生じません。 (詳細については、別途ご案内を郵送します。)	営業再開店舗 (注3) 及び郵送
	元本 1,000万円 超の部分	当行の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされる見込みです)	払戻しは停止されます ただし、次のお取扱いができます 借入・保証との相殺 概算払(注4) (実施時期等については検討中)	1年以上先にお支払い 営業再開店舗 (注3) 及び郵送 預金保険機構へ郵送

注1) 預金保険の対象となる預金でも、他人名義預金、架空名義預金、導入預金、無記名預金は預金保険では保護されません。

注2) 預金者データの不備等で、保護される預金であることが確認出来ない預金(任意団体の預金を含む)については、払戻し手続に日数がかかる場合があります。

注3) 当面は、以下の一部の店舗に限定して営業再開しています。

< 営業再開店舗 >

本店のほか、札幌店、仙台店、大宮店、千葉店、新宿店、新橋店、高田馬場店、横浜店、名古屋店、新潟店、梅田店、神戸店、岡山店、福岡店、松山店の15店舗

注4) 預金のうち1,000万円を超える部分とその利息については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われることになります。支払までには1年を超える期間を要することから、その分をあらかじめ、預金保険機構が概算払率(破産手続下で見込まれる配当額等を考慮して決定した率)を乗じた額で預金者から買い取るにより支払うことができます。

【 お願い 】

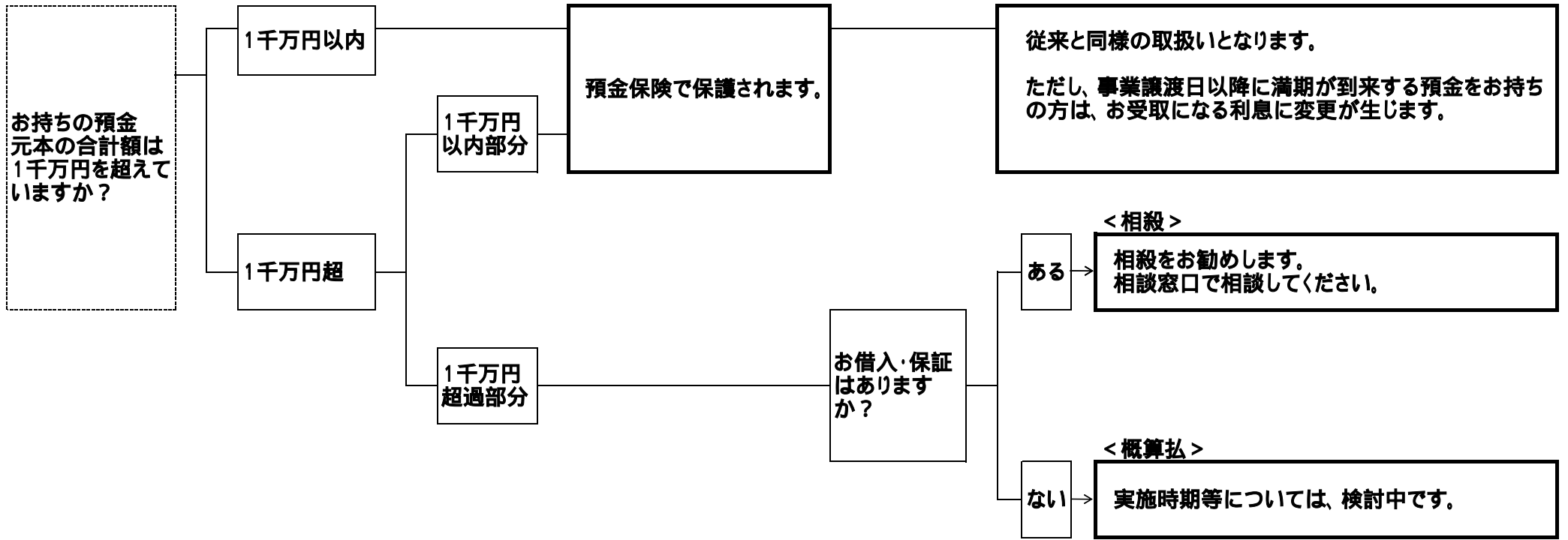
預金保険で保護される預金は、従来と同様のお取扱いとなります。

当面、預金をお使いの予定がない場合は、お取引を継続していただきますようお願いいたします。

預金保険で保護される範囲を超える部分の預金は、裁判所の監督下で公平・公正に取扱われます。

決して「早い者勝ち」になることはありませんので、冷静な対応をお願いいたします。

今後の預金の取扱い(フロー図)



1 千万円以内の定期預金の今後の取扱い

参考 3

